

Ⅵ 資料

林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について

林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、農林水産大臣及び厚生労働大臣が定めるもので、現行方針は、平成8年7月に策定され、基本方針は、

- 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
- 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項
- 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
- その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

について定めた。昨今の森林・林業並びに林業労働者を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成22年3月18日に改正された。

雇用管理の改善に関わる主な点は、以下の通りである。

- 1 雇用関係の明確化（基本方針3（1）ア（イ）関係）
 - （1）雇用関係の明確化を図るため、雇入時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進すること。
 - （2）形式上は請負のような形をとっていても、実態においては事業発注者との間に使用従属関係が認められる場合には「労働者」となることについて普及啓発を促進すること。
- 2 雇用の安定化（基本方針3（1）ア（ウ）関係）

林業労働者の常用化・月給化を促進するよう助言等を行うこと。
- 3 労働条件の改善（基本方針3（1）ア（エ）関係）
 - （1）林業労働者の常用化に併せて、社会・労働保険への加入促進が図られるよう制度に係る一層の啓発、指導を推進すること。
 - （2）労働災害防止計画等を踏まえ、労働災害の防止等を通じた労働者の安全と健康が確保されるよう、助言等を行うこと。
- 4 教育訓練の充実（基本方針3（1）ア（カ）関係）

林業労働者のキャリア形成支援が図られるよう林業労働者に対するOJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びOFF-JT（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）の計画的実施等に努めることについて啓発を促進すること。

林業労働力の確保の促進に関する基本方針

1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

(1) 森林・林業を取り巻く情勢

我が国においては、森林が国土の約7割を占めており、世界的に持続可能な森林経営についての関心が高まっている中で、森林・林業の役割に対する国民の期待が高まっている。

国民が森林に期待する働きとしては、地球温暖化防止への貢献をはじめ、山崩れ等の災害の防止、水資源のかん養等多様なものがある。特に、低炭素社会の実現に向けては、森林による二酸化炭素吸収機能の発揮が重要であり、間伐等の森林整備・保全の着実な実施が必要となっている。

また、利用可能な国内の森林資源が充実しつつあることから、国産材原木等の安定供給に対する木材産業等の期待は高まってきており、林業がこれに的確に答えていくことが急務となっている。

こうした中、森林の約4割を占める人工林については、その健全性を維持する上で適当な時期に適切な施業を実施することが必要である。我が国の人工林の資源状況をみると、現在は、その多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、概ね50年生以上の高齢級の森林が急増しつつあり、平成18年度において人工林面積の35パーセントを占める高齢級の人工林は、現状のまま推移した場合、その10年後には約6割を占めることになる見込まれる。

これら高齢級化しつつある人工林は、引き続き適切な施業を行うことにより資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、資源としての利用を考慮しつつ、多様化する森林に対する国民のニーズを踏まえ、長伐期化及び針広混交林化・広葉樹林化等、多様な森林整備を推進する上での分岐点にある。

(2) 事業主の現状と課題

平成17年の農林業センサスによれば、素材生産量の約7割は受託又は立木買いにより行われており、その経営体数は約4千であり、その約7割は年間生産量が2,000立方メートル未満の経営体である。また、植付け、下刈り、間伐の森林整備についても、その面積の約7割は受託により行われているが、年間50ヘクタール未満の経営体はその大半を占めている。

こうした受託等により素材生産又は森林整備を行う経営体は約6千あり、経営形態別に見ると、素材生産は会社、個人が主体であるのに対して、植付け、下刈り、間伐は森林組合が主体であるという違いがあるものの、大部分は小規模・零細な経営となっている。

今後の林業の展開のためには、これらの事業主の経営の安定化、とりわけ事業量の安定的確保が必要であり、そのため、施業の集約化が不可欠となっている。

こうした中、森林所有者への施業提案による施業の集約化や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入による生産性の向上に取り組んだり、素材生産業者や森林組合が主体となって原木の供給量を取りまとめ、製材工場や合板工場との協定により原木を直送し流通の効率化を図っている事例も見られ、今後は、こういった取組を強力に推進していく必要がある。

また、我が国の私有林の現状を踏まえると、境界の明確化や作業路網の整備が必要不可欠であり、これら業務の関連作業も早急に実施していくことが必要となっている。

(3) 林業労働者の雇用管理の現状と課題

林業労働者の雇用管理の現状をみると、林業の作業の季節性及び事業主の経営基盤の脆弱性から、雇用関係が不明確な場合が多く、また、その雇用は必ずしも安定していない。また、社会・労働保険等への加入については、雇用が臨時的、間断的であることなどから適用にならない場合もある。

このため、雇用の安定に取り組むことが必要であり、具体的には、事業主による安定的な事

業量の確保等により通年雇用を確保するとともに、労働者の福利厚生観点から事業主が積極的に社会・労働保険への加入促進に取り組むことが重要である。また、林業における労働災害は、減少傾向にあるものの、林業は厳しい地形的条件の下で重量物を取り扱う作業であることから依然として他産業に比較して災害発生率は極めて高い状況にあり、路網の整備による作業現場へのアクセス改善やリスクアセスメントを通じた作業方法等の改善、高性能林業機械の導入促進及び当該機械を用いた安全な作業の実施、安全作業機械及び器具の開発・改良等による労働災害の減少に向けた取組が重要である。

さらに、労働者に対して積極的に知識、技能及び技術の習得による職業能力の向上を図る機会を与えている事業主は少ない状況であり、労働者にとって魅力ある職場とするためには、教育訓練の充実に取り組むことが重要である。

(4) 林業労働力の動向

我が国の林業労働力については、これまで木材価格の下落等による林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲の低下に伴い林業生産活動が停滞し、また、森林資源が成熟化する中で、植付け、下刈り等の造林事業量の減少等を反映し、長期的には減少・高齢化が進行してきた。しかしながら、近年、若年就業者の割合は全産業が減少傾向にあるのに比して林業のそれは増加傾向にあり、新たな局面を迎えつつある。

特に、新規就業者は「緑の雇用」等の実施により増加傾向にあり、今後の活躍が期待されているが、その大半は、他産業からの転職者等で占められており、就業前に十分な職業能力開発を受けていない者が多い。また、就業後も事業主による研修の実施が低位な状況であることに加え、安定的な雇用や所得が十分に確保されていない場合もあり、将来の職業生活に対する不安を抱えている者も少なくない。

景気悪化に伴い雇用情勢が悪化する中、雇用の受け皿としての林業への期待が高まっているが、新規就業者をはじめ林業労働者が抱える様々な不安を解消していかなければ、働きがいの喪失等により林業労働力の減少・高齢化が更に進行し、将来、森林の適切な管理を通じた国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の発揮及び木材の安定供給を図っていく上で深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

林業労働力を確保していくためには、前提として、雇用関係の明確化、雇用の安定化又は他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善に引き続き努めることが必要であるが、今後は、これらに加え、森林資源の成熟化や国民の求める多様な森づくりを背景に、林業労働者には生産性の向上等事業の合理化を図り、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上や「持続可能な森林経営」に関する高度な知識等が求められることから、林業労働者が林業に定着し、これら高度な能力を身につけるのに必要な技術、知識等を習得、蓄積していくことも重要である。

林業への定着には、林業労働者が抱える将来の職業生活における不安を取り除き、満足のいく働きがいを持たせる必要があることから、経験等に応じた多様なキャリア形成を支援することが重要である。

また、雇用管理の改善は、事業主の事業の合理化と密接に関連していることから、雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、高性能林業機械等の導入及びその活用のための林道・作業道の整備等による事業の合理化を一体的かつ総合的に促進することが必要である。

さらに、このような雇用管理の改善及び事業の合理化の一体的かつ総合的な推進に当たっては、都道府県知事が地域の実情に応じて指定する林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）及び林業関係者による支援、指導を実施するとともに、雇用管理の改善及び事業の合理化を推進する意欲及び能力を備え、体制が整備された事業主を都道府県知事が認定し、効果的に支援措置を実施することが必要である。

なお、都道府県知事が事業主を認定するに当たっては、森林施業を主体として経営の多角化を

図ることにより雇用管理の改善及び事業の合理化を図ろうとする事業主のほか新たに林業に参入するため林業労働者を雇用する事業主についても対象とするなど、弾力的に対応することが必要である。

3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置の実施に当たっては、都道府県知事の認定を受けた事業主を中心に支援センターの活動を通じて、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に促進することが必要である。

とりわけ、教育訓練の実施の促進による雇用管理の改善は、林業労働者に満足いく働きがいを与え、林業への定着につながることから、支援センター等が行う教育訓練制度、各種研修等の普及啓発及びキャリア・コンサルティングに対して支援していくことが必要である。

また、機械化等による事業の合理化は、経営規模の脆弱な事業主個々の取組には限界があること、また、雇用管理の改善は複数の事業主で行うことが効果的な場合も多いことから、個々の事業主の取組に加え、複数の事業主による共同化、協業化等への取組を支援していくことが必要である。

(1) 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置

ア 雇用管理の改善を促進するための措置

(ア) 雇用管理体制の充実

事業所における雇用管理体制の確立を図るため、常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所においては、雇用管理者の選任に努めるよう普及啓発を促進するとともに、選任された雇用管理者の資質の向上を図るための研修の受講を促進する。

(イ) 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であり、このため、雇入時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進する。

また、形式上は請負のような形をとっていても、実態においては事業発注者との間に使用従属関係が認められる場合には、「労働者」となることについて普及啓発を促進する。

(ウ) 雇用の安定化

雇用の安定化を図るためには、林業労働者の常用化・月給化を進めることが基本であるが、それには、常用化・月給化を図ることができる事業量の安定的確保が重要となる。

このため、事業量の安定的確保とあいまって常用化・月給化に努めるよう啓発を促進する。

(エ) 労働条件の改善

若年者のニーズに対応するとともに、林業労働を魅力あるものとするため、労働時間の短縮を促進する。

また、常用化に併せて社会・労働保険への加入促進が図られるよう制度に係る一層の啓発・指導を推進する。

さらに、労働災害防止計画等を踏まえ、災害が多く発生している伐木作業等における安全な作業方法の定着等による労働災害の防止、高性能林業機械の導入等による振動機械の操作時間の短縮、労働強度の軽減等を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

(オ) 募集・採用の改善

求人に当たっては、的確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施に努めるとともに、求職者へのアピール度を高めるため、支援センターによる委託募集の活用及び合

同求人説明会への参加を促進する。なお、必要な労働者の確保を達成するためには、効果的な募集活動と他の雇用管理の改善を併せて行うことが重要である。

(カ) 教育訓練の充実

日常の業務を通じて必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）及び日常の業務から離れて講義を受ける等により必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）の計画的な実施に努めるよう啓発を促進する。なお、このような措置を講じるに際しても、個別の事業主のみではカリキュラムの策定等ノウハウの面で困難な場合もあることから、支援センター等によりカリキュラムの策定や共同教育訓練の実施、習得された技能及び知識の習熟度合いに関する相談及び指導を行うことが重要である。

(キ) 高齢労働者の活躍の促進

技能の継承を円滑に進めるためにも、高度な熟練労働者である高齢者の活躍が不可欠である。このため定年の引上げや継続雇用制度導入等の措置の義務付けについて一層の周知・指導を徹底するとともに、高齢労働者の特性に配慮した作業方法の見直し、安全衛生対策及び新規就業者の技術指導方法の開発等に取り組む。

(ク) その他の雇用管理の改善

魅力ある職場づくりのため、林業退職金共済制度等中小企業退職金共済制度への加入促進を図るなど、福利厚生の実施等を促進する。

なお、林業労働者の職業意欲の向上に資するため、労働者に対する昇進・昇格及び配置のモデルの提示等職業生活の将来設計モデルの明確化に努めることが重要である。

イ 事業の合理化を促進するための措置

(ア) 事業量の安定的確保

事業主が事業の合理化を進めるためには、事業量の安定的確保を図ることが必要である。しかしながら、我が国の私有林の小規模・零細な所有規模では、個々の森林所有者等が単独で効率的な施業を実施することは困難であるため、事業主による施業の集約化を推進することが必要である。

このため、施業意欲が低下している森林所有者等に対し施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにしたデータなどを提示しつつ、事業主が積極的に森林施業の実施を働きかけ、また、効率的な施業を実施することができる人材の育成を促進する。

また、国有林野事業は、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努める。

なお、事業量の安定的確保に当たっては、その前提として、林業労働力の確保の促進に関する法律とともに、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第54号）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき、川上から川下に至る安定的な木材の供給体制を構築するとともに、木材の需要拡大を図り、林業・木材産業の活性化に努める。

(イ) 生産性の向上

生産性の向上を図るためには、高性能林業機械等の普及による森林施業の機械化が不可欠であり、また、この機械化は、生産性の向上に加えて労働強度の軽減、労働安全衛生の確保、労働力確保のためのイメージアップ及び林業への女性の参画にも資するものである。

このため、我が国の地形、経営規模等に一層適応した高性能林業機械の開発及び改良を促進するほか、リース・レンタル体制の整備等林業機械の導入促進措置の実施に加え、地域に適した作業システムの普及定着、林道等の生産基盤の整備等を促進する。

特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備に必要な人材

の育成に向けた取組を推進する。

(ウ) 林業労働者のキャリア形成支援

新規就業者に行う教育訓練として、森林の多面的機能や森林の整備・保全の重要性等を理解させるとともに、安全な作業方法が習得できるよう、林業就業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得に関する研修を促進する。

次に、一定程度の経験を有する現場管理責任者への教育訓練として、作業システムや路網の設計、生産管理及び林業機械整備等の生産性の向上に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修のほか、新規就業者への指導能力の向上を図る研修を促進する。

さらに、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練として、利害関係者との合意形成やこれを踏まえた事業計画の作成等、持続可能な森林経営に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修を促進する。

このような段階的かつ体系的な教育訓練を通じ、生産性の向上など事業の合理化を図り、能力に応じた所得の確保を促進し、林業労働者の職業生活に対する不安を取り除くとともに、林業労働者が高い意欲と能力を発揮できるよう研修への受講を促進する。

また、これらの研修を修了した者の登録制度については、林業労働者自らの目標になるとともに、事業主にとっては労働者の能力評価にも資することから、事業主が待遇の改善等と一体的に取り組めるよう、その運用に努める。

(2) 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

事業主等への新規就業を促進するため、新たに林業に就業しようとする者について、研修、移転等の就業準備に要する資金である林業就業促進資金を貸し付けるとともに、林業及び林業労働についての啓発、雇用情報の提供体制の整備、支援センターが行う委託募集の効果的活用、就業に必要な林業技術等に関する研修の実施等の就業に至るまでの一連の支援措置を促進する。

また、定住促進を図るため、地方公共団体が行う住宅、教育及び医療等への支援に関する情報の提供を促進する。

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

(1) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取

都道府県知事は、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定するに当たり、地域の林業労働力の状況及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業を始めとする関係者からの意見を聴取するよう努める。

(2) 支援センターの業務運営

支援センターの業務の運営に当たっては、その円滑な運営が図られるよう、国、都道府県はもとより、市町村、森林組合等の関係機関が密接な連携・協力を行うよう努める。

また、都道府県知事が支援センターを指定するに当たっては、流域管理システムの推進及び利用者の利便性の確保の観点から、効果的な事業運営が確保できるよう配慮する。

(3) 山村地域の活性化及び定住条件の整備

多様な就業機会の確保を通じた山村地域の活性化を図るため、基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成、特産物の開発など森林資源を活用した新たなビジネスの創出等に努める。

また、新規参入者等の山村地域への定着を図るため、山村地域における定住条件の整備、特に、林業における魅力ある職場づくりに加えて居住環境の整備に努める。

(4) 森林・林業や山村に対する国民の理解の促進

森林に対する国民の関心が高まりを見せている中、各地で森林の整備・保全活動に参加する層が増加している。このような取組の促進を通じて、森林の整備・保全活動についての国民の理解の向上に努める。

また、広報活動、学校教育等あらゆる機会を通じ、森林・林業や山村が国民生活の維持向上に果たしている多面的な役割及びこれらの役割を支えている林業労働の重要性について国民の関心及び理解を深める。

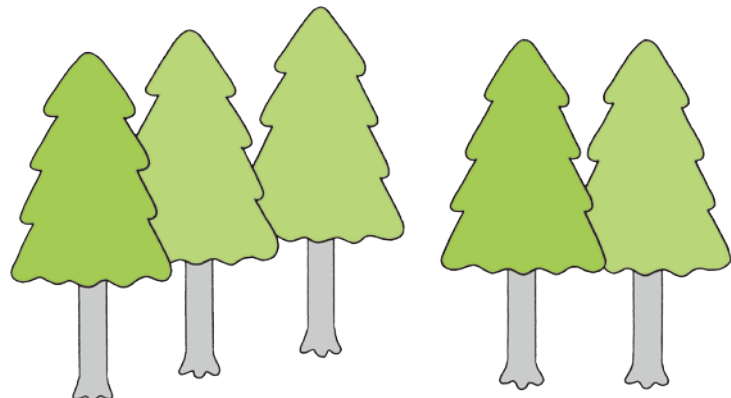
特に、山村地域は、森林等の豊富な自然、美しい景観、都市部にはない伝統・文化やコミュニティ機能など特有の魅力を有しており、国民の価値観・ライフスタイルの多様化に応える観点からも、山村と都市との交流や山村への定住の促進に努める。

(5) 林業研究グループや教育機関等による支援の促進

林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林業研究グループ等が、森林・林業関係学科の高校生や大学生、新規参入者等に対して行う就業体験・林業経営指導、地域社会への定着促進活動及び地域の事業主に対して行う交流活動等への支援を推進する。また、高度な林業技術を有する大学をはじめとする教育機関等が事業主や林業労働者に対して行う学習機会の提供や現地での指導等への支援を通じて、技術の一層の高度化を促進する。

(6) 建設業等異業種との連携促進

森林組合、素材生産業者等の事業主と建設業等の事業主が連携しながら、間伐促進のための路網整備、建設工事における間伐材利用や、地域材を活用した住宅づくりなど用途開拓や需要拡大等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用の創出につながることから、地域の林業と建設業等異業種とが連携した取組を、労働者の職業能力開発、安全と健康の確保等に配慮しつつ、積極的に推進する。



林業労働力確保支援センターのご案内

各都道府県林業労働力確保支援センターは、事業主が一体的に行う雇用管理の改善と事業の合理化、新たに林業に就業しようとする方の就業などを支援するため、次のような業務を行っています。労働者の募集、雇用管理の改善、事業の合理化、あるいは人材の育成など、何でもご相談ください。

1 林業雇用改善の促進

- (1) 雇用管理の改善指導・相談を行っています。
- (2) 雇用改善のための調査研究を行い、雇用改善の推進に役立てています。
- (3) 共同事業所案内の作成など採用活動の改善を進めています。

2 改善計画の作成

事業主と共同して改善計画を作成し、知事の認定を受けます。

3 労働者の委託募集

認定事業主の委託を受けて事業主に代わって労働者の募集を行います。

4 林業就業促進資金の貸付

認定事業主、新規林業就業者、林業課程在学者等は無利子の就業準備資金と就業研修資金を貸し付けています。

5 高性能林業機械の貸付

森林施業の効率化、施業における身体の負担の軽減、事業主の経営の改善に寄与する林業機械を貸し出しています。

6 人材の育成

高性能林業機械利用技術の研修と事業主や雇用管理者等の研修を行っています。

7 情報の提供

林業労働力の確保に関する情報を収集して提供しています。

人事管理とキャリア形成の手引き関係機関について

1. 林業労働力確保支援センター等一覧

都道府県	団体名	〒	住所	電話番号	FAX番号
北海道	北海道森林整備担い手支援センター	060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目（林業会館内）	011-200-1381	011-200-1382
青森県	青森県林業労働力確保支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1（青森県共同ビル内）	017-732-5288	017-734-1738
岩手県	岩手県林業労働力確保支援センター	020-0021	盛岡市中央通3-15-17	019-653-0306	019-653-0314
宮城県	宮城県林業労働力確保支援センター	980-0011	仙台市青葉区上杉2-4-46（県森連会館内）	022-217-4307	022-217-4307
秋田県	秋田県林業労働力確保支援センター	010-0931	秋田市川元山下町8-28（県森連会館内）	018-864-0161	018-864-0161
山形県	山形県林業労働力確保支援センター	990-0041	山形市大字長谷堂字馬場2265	023-666-6348	023-689-9348
福島県	福島県林業労働力確保支援センター	960-8043	福島市中町5-18（県林業会館内）	024-521-3245	024-521-3246
茨城県	茨城県林業労働力確保支援センター	310-0011	水戸市三の丸1-3-2（県林業会館内）	029-225-5949	029-225-6847
栃木県	栃木県林業労働力確保支援センター	320-0033	宇都宮市本町12-11（栃木会館4F）	028-643-5330	028-643-5455
群馬県	群馬県林業労働力確保支援センター	371-0847	前橋市大友町1-18-7（県庁大友町庁舎）	027-212-6295	027-212-6296
埼玉県	埼玉県林業労働力確保支援センター	368-0034	秩父市日野田町1-1-44（県秩父農林振興センター内）	0494-25-0291	0494-22-5839
千葉県	千葉県林業労働力確保支援センター	299-0265	袖ヶ浦市長浦拓2号580-148	0438-60-1521	0438-60-1522
東京都	東京都林業労働力確保支援センター	190-0013	立川市富士見町3-8-1	042-528-0643	042-528-0619
神奈川県	神奈川県森林組合連合会	243-0014	厚木市旭町1-8-14（グリーン会館3F）	046-228-1774	046-228-1776
新潟県	新潟県林業労働力確保支援センター	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	025-285-7711	025-285-5070
富山県	富山県林業労働力確保支援センター	930-0096	富山市舟橋北町4-19（県森林水産会館内）	076-441-6747	076-432-7086
石川県	石川県林業労働力確保支援センター	920-0209	金沢市東蚊爪町1-23-1（県森連内）	076-237-0121	076-237-6004
福井県	福井県森林整備支援センター	918-8567	福井市江端町20-1（県森連内）	0776-38-0345	0776-38-0379
山梨県	山梨県林業労働センター	400-0016	甲府市武田1-2-5（山梨県治山林道協会内）	055-242-6667	055-254-6020
長野県	長野県林業労働力確保支援センター	380-8567	長野市岡田町30-16（県林業センター内）	026-225-6080	026-225-6557
岐阜県	岐阜県林業労働力確保支援センター	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53（県民ふれあい会館内）	058-277-1064	058-275-5310
静岡県	静岡県林業労働力確保支援センター	420-8601	静岡市葵区追手町9-6（県庁西館内）	054-255-4485	054-255-4489
愛知県	愛知県林業労働力確保支援センター	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-16（県林業会館内）	052-953-3608	052-953-0557
三重県	三重県林業労働力確保支援センター	515-2316	松阪市嬉野川北町530	0598-48-1226	0598-42-8221
滋賀県	滋賀県林業労働力確保支援センター	520-0807	大津市松本1-2-1（大津合同庁舎内）	077-522-8349	077-521-0345
京都府	京都府林業労働力確保支援センター	604-8424	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123（府林業会館内）	075-821-9277	075-821-9278
大阪府	大阪府林業労働力確保支援センター	550-0013	大阪市西区新町3-6-9（府木材連合会内）	06-6538-7524	06-6531-9184
兵庫県	兵庫県林業労働力確保支援センター	650-0004	神戸市中央区中山手通7-28-33（県立産業会館内）	078-361-8010	078-381-9116
奈良県	奈良県林業労働力確保支援センター	630-8301	奈良市高畑町1116-6（なら土連会館内）	0742-27-4860	0742-23-1891
和歌山県	わかやま林業労働力確保支援センター	649-2103	西牟婁郡上富田町生馬1504-1	0739-83-2022	0739-83-2565
鳥取県	鳥取県林業労働力確保支援センター	680-0947	鳥取市湖山町西2-413（県森連内）	0857-28-0121	0857-28-1235
島根県	島根県林業労働力確保支援センター	690-0876	松江市黒田町432-1（島根県土地改良会館3階）	0852-32-0253	0852-21-4375
岡山県	岡山県林業労働力確保支援センター	700-0866	岡山市北区岡南町2-5-10（県森連内）	086-225-9382	086-224-2655
広島県	広島県林業労働力確保支援センター	730-0051	広島市中区大手町4-2-16（広島県農業共済会館）	082-541-6187	082-541-5177
山口県	山口県森林整備支援センター	753-0048	山口市駅通り2-4-17（県林業会館内）	083-932-5286	083-934-3150
徳島県	徳島県林業労働力確保支援センター	770-0939	徳島市かちどき橋1-41（県森連内）	088-622-8158	088-626-5411
香川県	香川県林業労働力確保支援センター	760-0008	高松市中野町23-2	087-861-4353	087-833-4525
愛媛県	愛媛県林業労働力確保支援センター	790-0003	松山市三番町4-4-1（県林業会館内）	089-934-6153	089-934-6156
高知県	高知県林業労働力確保支援センター	782-0078	香美市土佐山田町大平80（森林総合センター内）	0887-57-0366	0887-57-0396
福岡県	福岡県林業労働力確保支援センター	810-0001	福岡市中央区天神3-10-25（森連ビル内）	092-732-5450	092-733-8872
佐賀県	佐賀県林業労働力確保支援センター	840-8570	佐賀市城内1-1-59（県庁林業課内）	0952-25-7133	0952-25-7283
長崎県	長崎県林業労働力確保支援センター	854-0063	諫早市貝津町1122-6	0957-25-0184	0957-25-0193
熊本県	熊本県林業労働力確保支援センター	862-0950	熊本市水前寺6-5-19（県住宅供給公社ビル内）	096-340-1151	096-340-1152
大分県	大分県林業労働力確保支援センター	870-0844	大分市大字古国府宇内山1337-15（林業会館新館）	097-546-3009	097-546-6969
宮崎県	宮崎県林業労働力確保支援センター	880-0802	宮崎市別府町3-1（宮崎日赤会館）	0985-29-6008	0985-32-3836
鹿児島県	鹿児島県林業労働力確保支援センター	899-5302	始良市蒲生町上久徳182-1	0995-54-3131	0995-52-1022
沖縄県	沖縄県林業労働力確保支援センター	901-1105	島尻郡南風原町字新川135	098-987-1804	098-987-1805

2. 人事制度の見直し、構築について相談したい場合

都道府県職業能力開発サービスセンター一覧

No.	名 称	〒	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	北海道職業能力開発協会・サービスセンター	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発センター内	011-825-2388	011-825-2391
2	青森県職業能力開発協会・サービスセンター	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 県立青森高等技術専門校内	017-738-6464	017-738-5551
3	岩手県職業能力開発協会・サービスセンター	020-0022	盛岡市大通3-2-8 岩手県金属工業会館5階	019-654-5427	019-654-4088
4	宮城県職業能力開発サービスセンター	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9223	022-271-9216
5	秋田県職業能力開発協会・サービスセンター	010-1601	秋田市向浜1-2-1	018-823-0370	018-824-2052
6	山形県職業能力開発協会・サービスセンター	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-4250	023-644-2865
7	福島県職業能力開発協会・サービスセンター	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F	024-525-8680	024-525-8682
8	茨城県職業能力開発協会・サービスセンター	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人育成センター内	029-221-0639	029-226-4705
9	栃木県職業能力開発協会・サービスセンター	320-0032	宇都宮市昭和2-2-5 栃木県北庁舎2号館	028-643-0023	028-643-2357
10	群馬県職業能力開発協会・サービスセンター	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	0270-21-0568
11	埼玉県職業能力開発協会・サービスセンター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内5F	048-827-0075	048-827-0071
12	千葉県職業能力開発協会・サービスセンター	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1120	043-296-1186
13	東京都職業能力開発協会・サービスセンター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-5211-2355	03-5211-2359
14	神奈川県職業能力開発協会・サービスセンター	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内	045-633-5423	045-633-5421
15	新潟県職業能力開発協会・サービスセンター	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2144	025-283-6947
16	富山県職業能力開発協会・サービスセンター	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2F	076-433-2578	076-432-9894
17	石川県職業能力開発協会・サービスセンター	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-262-9027	076-262-3913
18	福井県職業能力開発協会・サービスセンター	910-0005	福井市大手2-9-10 福井県電気ビル内	0776-24-8839	0776-27-2060
19	山梨県職業能力開発協会・サービスセンター	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4918	055-243-4919
20	長野県職業能力開発協会・サービスセンター	380-0836	長野市南県町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9080/9050	026-234-9280
21	岐阜県職業能力開発協会・サービスセンター	502-0841	岐阜市学園町2-33 岐阜県人材開発センター内	058-294-0550	058-233-3449
22	静岡県職業能力開発協会・サービスセンター	424-0881	静岡市清水区楠160	054-347-4703	054-345-2397
23	愛知県職業能力開発協会・サービスセンター	451-0035	名古屋市中区西区浅間2-3-14	052-524-2035	052-524-2036
24	三重県職業能力開発協会・サービスセンター	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	059-228-1134
25	滋賀県職業能力開発協会・サービスセンター	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-537-6868	077-533-3909
26	京都府職業能力開発協会・サービスセンター	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5071	075-642-5085
27	大阪府職業能力開発協会・サービスセンター	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-6534-7512	06-6534-7511
28	兵庫県職業能力開発協会・サービスセンター	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2094	078-371-2095
29	奈良県職業能力開発協会・サービスセンター	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127	0742-23-7690
30	和歌山県職業能力開発協会・サービスセンター	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-5455	073-425-0902
31	鳥取県職業能力開発協会・サービスセンター	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-21-1626	0857-21-6020
32	島根県職業能力開発協会・サービスセンター	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-26-9331	0852-22-3404
33	岡山県職業能力開発協会・サービスセンター	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-223-3441	086-234-1806
34	広島県職業能力開発協会・サービスセンター	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4294	082-248-9307
35	山口県職業能力開発協会・サービスセンター	753-0074	山口市中央四丁目3-6	083-932-2335	083-923-8616
36	徳島県職業能力開発協会・サービスセンター	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-0303	088-662-0303
37	香川県職業能力開発協会・サービスセンター	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-6993	087-882-2962
38	愛媛県職業能力開発協会・サービスセンター	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2階	089-993-7336	089-993-7302
39	高知県職業能力開発協会・サービスセンター	781-5101	高知市布師田3992-4	088-846-2305	088-846-2302
40	福岡県職業能力開発協会・サービスセンター	813-0044	福岡市東区千早5丁目3-1 福岡人材開発センター2階	092-671-5918	092-671-5919
41	佐賀県職業能力開発協会・サービスセンター	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408	0952-24-5479
42	長崎県職業能力開発協会・サービスセンター	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 長崎高等技術専門校敷地内	095-894-9971	095-894-9972
43	熊本県職業能力開発協会・サービスセンター	861-2202	熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5618	096-285-5812
44	大分県職業能力開発協会・サービスセンター	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分地域職業訓練センター内	097-542-0163	097-541-2586
45	宮崎県職業能力開発協会・サービスセンター	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	0985-58-1554
46	鹿児島県職業能力開発協会・サービスセンター	892-0836	鹿児島市錦江町9番14号	099-226-3240	099-222-8020
47	沖縄県職業能力開発協会・サービスセンター	900-0036	那覇市西3-14-1 那覇地域職業訓練センター内	098-866-4964	098-866-4964